

令和6年度 連尺小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめは、児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。教職員は、いじめ防止に向け、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという認識に立ち、日ごろから些細な兆候を見逃さないように努め、全教育活動を通じて、自己肯定感や自己有用感を育むとともに、他者への思いやりの気持ちを養うことができるように、魅力ある学校づくりを推進する。

「STOP the いじめ アクションプラン（岡崎市）」に沿って、いじめ防止に向けた取組を計画的に進め、未然防止・早期発見・適切な対応に努める。

<いじめの定義>

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」）

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

校長，教頭，教務主任，校務主任，校務主任補佐（保健主事），学年主任，生徒指導主事，養護教諭，関係担任，スクールカウンセラーで構成するいじめ対策委員会を設置し、嫌がらせや人間関係のトラブルなどの些細な兆候や懸念，児童からの訴えに対していじめとして、迅速かつ組織的に対応するよう努める。

3 今年度の基本方針

(1) 昨年度の実態から明らかになった課題

- ・学級集団適応心理検査では、「学級生活満足群」に属する者の割合は高かったが、学級生活に満足していても、いじめにつながるような行いをしてしまう者がいた。
- ・自分の感情を適切に伝えることや相手の立場を考えて行動することができずに、トラブルにつながるケースが目立った。コミュニケーション力を高める必要がある。
- ・児童委員会「人権集会」のような、思いやりの気持ちを育むための教育活動を年間計画に組み入れていくことがたいへん有効であったため、一層の充実を目指す。

(2) 課題を解消するための今年度の取組

①自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、他者への思いやりの気持ちを養う活動の充実を図る。

【具体的な取組】

- ・授業でグループ学習など、学び合う学習活動を通して、自他を尊重し認め合う集団作りを進める。
- ・「人権集会」など、思いやりの気持ちを育む活動をさらに充実させる。
- ・学校保健委員会で、「SST(ソーシャルスキルトレーニング)」、「LGBTQ への理解」、「生命の誕生」等をテーマに講演会や話し合いを行う。
- ・学校行事を計画する際、自己の伸長と他者への思いやりの観点を目標に入れる。

②子どもがいじめなどで苦しい状況にあるとき、担任をはじめ教職員等の大人に相談できるよう、普段から信頼関係を築くとともに、言いやしく聞きやすい場をつくっておく。

【具体的な取組】

- ・一緒に遊んだり日常的に会話したりするなど、児童と積極的にかかわって信頼関係を築く。
- ・日常の様子をよく観察し、よいところをとらえて認め、励ます。
- ・年2回の学級集団適応心理検査の結果を活用し、望ましい学級集団をつくる。
- ・年5回の生活アンケートを実施し、個人面談を行うことで児童の声に丁寧に耳を傾ける。
- ・情報モラルに関する授業を実施し、正しい利用の仕方について指導する。
- ・学校外の機関にも相談できるように、資料を参考にして、子どもや保護者に相談窓口を紹介する。

③職員がいじめ対応に関する確かな知識と行動力を身に付け、家庭や地域と連携していじめ問題に対処できるようにする。

【具体的な取組】

- ・文部科学省、愛知県教育委員会、岡崎市教育委員会が発出する資料をもとに「いじめの認知」、「組織的な対応」、「事例検討」に関する現職研修を計画的に行う。
- ・いじめ事案への対応は、校内いじめ対策委員会において、迅速かつ組織的に対応する。また、必要に応じてSCやSSW、教育委員会、児童相談所、警察署等、関係機関と連携を図る。
- ・学校校だよりやWebページ等で、いじめ防止に関する取組状況などの情報を発信する。
- ・「いじめ防止基本方針」及び「STOP the いじめアクションプラン」は、学校Webページに掲載して周知を図る。
- ・行事等の機会に保護者に対して、家庭でのSNS等の利用方法等について啓発する。
- ・学区健全育成協議会を開催し、連携体制の強化を図る。

4 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 年間計画の見直しを図る。(【資料1】参照)

<いじめ防止に係る年間計画> 【資料1】

		いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	家庭・地域との連携
4月	P	○「学校いじめ防止基本方針」の決定・周知	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA 総会で方針説明 ○関係Webページ更新○公開授業 ○学校評議員会
5月	D	○現職研修①「いじめ事案の対応について」	○運動会	○生活アンケート①→面談・対応	
6月		○現職研修②「WEBQU利用・児童理解こについて」	○現職研修 WEBQU	○WEBQU①→評価の検証→対策	○健全育成協議会
7月	C	○教職員「取組評価アンケート」の実施→検証 ○現職研修③「WEBQU活用研究」	○情報モラル指導	○生活アンケート②→面談・対応	○懇談会での懇談・聞き取り
8月	A	○中間評価→検証			
9月	P		○学校保健委員会	○身体測定	○公開授業
10月	D		○山の学習(5年) ○学習発表会	○生活アンケート③→面談・対応	○保護者への学校評価アンケート
11月		○現職研修④「WEBQU利用・児童理解こについて」	○修学旅行(6年) ○マラソン大会	○WEBQU②→①の評価と比較・検証→対策	
12月	C	○教職員「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権集会	○生活アンケート④→面談・対応	○懇談会での懇談・聞き取り ○学校評議員会
1月	A		○縄跳び集会	○身体測定	○公開授業
2月		○自己評価 ○教職員「取組評価アンケート」の実施→検証		○生活アンケート⑤→面談・対応	○健全育成協議会
3月	P	○学校関係者評価結果検証 ○基本方針の見直し	○卒業を祝う会		
通年		○校内のいじめに関する情報収集・共有・対応策協議→事案の解消へ向けての取組	○集会における講話 ○道徳教育、体験活動の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活日記	

※いじめが発生した場合は、いじめ対策委員会を中心に、関係する教職員で共通理解を図りながら対応する。